

# 弊所「緊急雇用調整助成金」の相談取り扱いについて

2020.5.7更新

弊所との顧問契約がない事業所様向け、新型コロナウイルス感染症に係る雇用助成金のご相談又は手続代行について  
(★ご相談内容の確認結果によりましては、手続き代行のお引き受けをできない場合がございます。)

## □ご相談に必要な情報（ご確認のうえチェックを入れてください）

- 1 売り上げの減少（1ヵ月前年同月比5%以上↓）
- 2 休業または時間短縮営業を行っている
- 3 従業員の有無
  - 雇用保険加入者がいる
  - 雇用保険に入っていない従業員がいる
- 4 休業手当（平均賃金の60%以上）の支給を行っている

チェック	
Yes	No

Yesの場合は次へ



Noがある場合は申請できません

## □次の書類の準備が可能であることの有無

- 1 売り上げの減少が分かるもの（比較可能な試算表、売上帳簿など）
- 2 年間の労働日数、労働時間などが分かるもの（年間カレンダー、雇用契約書、出勤簿など）
- 3 給与の支給内容が分かるもの（給与明細書、賃金台帳など）
- 4 直近の労働保険料申告書（昨年もの又は今年度の支払賃金額が決定したもの）
- 5 会社の役員情報が分かるもの（氏名・生年月日・住所など）＊登記簿謄本と一致が必要


☆以上の情報をお揃いの場合は助成金支給申請が可能と思われますので、ご希望の相談方法等をお知らせください。

- 1 自社で申請するための相談を希望（原則1回のみ面談 1hまで10,000円）
- 2 自社で申請できるまでのフォローを希望（初回申請までの包括指導 50,000円）
- 3 申請代行を希望（助成金決定額の20%、最低報酬 70,000円＝各月申請毎）




及川事務所 FAX : 047-359-1233 (メール t.k.m-sr@oikawa-sj.com)



御社名

連絡先

ご担当者様